

# し 知 っ て お き た い 生 活 保 護



## せ い かつ ほ こ せい ど 生 活 保 護 制 度 と は

わ た し い っ し ょ う あ い だ び ゃ う き こ う れ い は た ら は た ら  
私 々 の 一 生 の 間 に は 、 病 気 や け が や 高 齢 の た め 働 け な く な っ た り 、 働 い て い て も  
収 入 が 少 な っ た り 、 各 種 の 事 情 で 生 活 に 困 っ て し ま う こ と が あ り ま す 。

せ い かつ ほ こ せい ど  
生 活 保 護 は 、 こ の よ う に 生 活 に 困 っ て い る 方 々 に 、 健 康 で 文 化 的 な 最 低 限 度 の 生 活  
を し て い た だ け る よ う 、 経 済 的 な 援 助 を 行 う と と も に 、 自 分 の 力 で 生 活 で き る よ う に  
援 助 す る 制 度 で す 。

# 1

## 生活保護を受けるには

生活保護は国民の権利として、生活保護法の定める要件を満たす限り、性別、社会的身分、生活に困窮した理由に関係なく、どなたでも受けることができます。

生活保護は、まず、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としています。

- 働ける人は、その能力に応じて働いてください。
- 活用していない不動産（宅地、家屋、田畑、山林及び原野等）、貯蓄性の高い生命保険、預貯金、自動車等の資産で保有の認められないものは、処分して生活費に充ててください。
- 年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付金等、他の法律や制度で給付が受けられる場合は、すべて受けてください。

夫婦、親、子及び兄弟姉妹など、民法に定める扶養義務者による扶養及び他の法律に定める扶助については、すべて生活保護に優先して行われるものとされています。

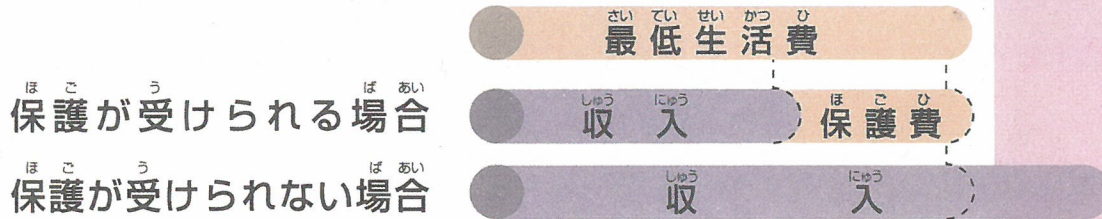


# 2

## 生活保護のしくみ

保護が受けられるかどうかは、最低生活費と世帯の収入を比べて決められます。

保護は、原則として個人単位ではなく世帯単位で適用されます。世帯の収入が最低生活費より少ないときに、その差額が保護費として支給されます。



保護が受けられる場合

保護が受けられない場合

### 最低生活費とは

年齢、世帯構成、所在地域等に応じて、国が定めた基準に基づき計算するもので、食費・被服費・光熱水費等の生活費、家賃等の住宅費、義務教育に必要な教育費及び医療費等を合計したものです。



### 収入とは

働いて得た収入、年金・恩給、手当、仕送り、財産収入、預貯金、保険金、資産売却収入、借入金等世帯のすべての収入を指します。



せいかつ ほ こ                      ないよう                      しゅるい      ふ じょ  
生活保護は、その内容によって8種類の扶助があります。

せい    かつ    ふ    じょ  
**生活扶助**

しょくひ      ひふくひ  
食費、被服費、  
こうねつすい   ひ どう にちじょう  
光熱水費等日常  
せいかつひ  
の生活費



じゅう    たく    ふ    じょ  
**住宅扶助**

やちん      ちだい  
家賃、地代、  
かおく      ほしゅうひ  
家屋の補修費



きょう    いく    ふ    じょ  
**教育扶助**

ぎ    む    きょういく      ひつ    せう  
義務教育で必要  
きょうざい   ひ      がく    せう  
な教材費、学用  
ひん   ひ      きゅうしょく   ひ どう  
品費、給食費等



かい    ご    ふ    じょ  
**介護扶助**

かい    ご    サービスを  
う                      ひつ    せう  
受けるために必要  
な費用



い    りょう    ふ    じょ  
**医療扶助**

びょうき      ちりょう  
病気やけがの治療  
ひつ    せう  
に必要な費用



しゅつ    さん    ふ    じょ  
**出産扶助**

ぶん    べん                      ひ    せう  
分娩のための費用



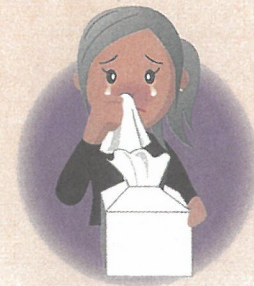
せい    ぎょう    ふ    じょ  
**生業扶助**

し    ごと      ひつ    せう      ぎ    のう  
仕事に必要な技能の  
しゅうとく      こう    こうしゅう   がく  
修得や高校就学の  
ために必要      ひ    せう  
な費用



そう    さい    ふ    じょ  
**葬祭扶助**

そう    さい  
葬祭のために  
ひつ    せう      ひ    せう  
必要な費用



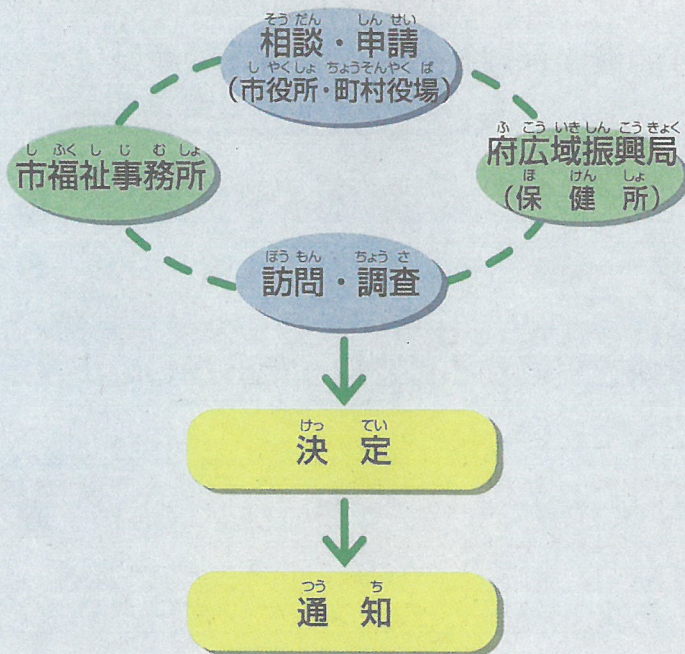
この他、働いて得た収入が増加したことにより、生活保護を必要としなくなったときは、申請に基づき、就労自立給付金が支給されます。

# 3

## 生活保護の申請

生活に困り、生活保護を受けたい場合、お住まいの市役所又は町村役場の生活保護の担当課に相談してください。

また、それぞれの地域で生活に困っている方々の相談に応じている民生委員に御相談ください。



市役所又は町村役場の担当課で、生活保護の申請を行ってください。申請に必要な書類は、市役所又は町村役場にあります。

申請後、福祉事務所の地区担当員が生活に困っておられる状況や保護の要件が満たされているかを調査します。

調査の結果を踏まえ、最低生活費と世帯の収入を比べて保護が必要かどうかを決定します。

### ※申請から決定までの期間

決定通知は、申請があった日から14日以内（調査等に日数を要する場合は、30日以内）に行われます。

# 4

## 保護を受けることになったら

### 保護費の受領

毎月、月の月上旬に1か月分の保護費が支給されます。

### 国民健康保険証等の返還

生活保護を受けている間は、国民健康保険と後期高齢者医療制度には加入できませんので、被保険証をすみやかに市役所又は町村役場の担当課に返してください。（協会けんぽや健康保険組合などの被保険者証はそのまま使用できます。）

### 医療機関に受診する場合

病気やけがなどのため医療機関を受診するときは、あらかじめ市役所又は町村役場の担当課に申請してください。

「通知票」等が発行されますので、その「通知票」等を持って医療機関に行き、受付に提出して受診してください。

ただし、緊急の場合は、とりあえず受診していただき、後日、必ず担当課に連絡してください。

### 家庭訪問

生活保護を正しく受けていただくとともに自立に向けた援助を行うため、福祉事務所の地区担当員が自宅などを訪問します。

地区担当員は保護費を生活の変化に応じて決定するために、収入や生活状況などをお聞きし、また、自立に向けた支援を行いますので遠慮なく相談してください。

## 保護を受ける人の権利

- 正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- 保護金品を対象として、課税されることはありません。
- 保護金品又は保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。



### 不服申立

保護の不利益な変更や申請却下、停止、廃止等の決定に不服がある場合は、その決定を知った日の翌日から3ヶ月以内に文書で京都府知事あてに審査を請求することができます。

## 保護を受ける人の義務

- 保護を受ける権利を譲り渡すことはできません。
- 常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持・増進に努め、収入・支出などの状況を適切に掴んでおくとともに、支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めなければなりません。
- 収入に変動があったとき、居住地や世帯の構成に異動があったときは、すぐに届け出なければなりません。
- 福祉事務所から指導指示を受けたときは、これに従わなければなりません。



## 生活保護費の返還・費用徴収

- 差し迫った事情などのため、資力がありながらそれが活用できず生活保護を受けられた場合には、受けた範囲内の保護費を返さなければなりません。
- 事実と違う申請や不正な手段により生活保護を受けたときは、受けた保護費等を返さなければなりません。  
また、法律により罰せられることがあります。

# 福 祉 事 務 所

平成30年4月1日現在

名称等	所管区域	所在地	電話番号
福知山市福祉事務所	福知山市	620-8501 福知山市字内記13の1	0773-24-7012
舞鶴市福祉事務所	舞鶴市東地区	625-8555 舞鶴市字北吸1044	0773-66-1010
舞鶴市役所西支所	舞鶴市西地区	624-0853 舞鶴市字南田辺1	0773-77-2253
綾部市福祉事務所	綾部市	623-8501 綾部市若竹町8の1	0773-42-4257
宇治市福祉事務所	宇治市	611-8501 宇治市宇治琵琶33	0774-22-3141
宮津市福祉事務所	宮津市	626-8501 宮津市字浜町3012 (宮津シーサイドマートミッパル4階 宮津市福祉・教育総合プラザ)	0772-45-1623
亀岡市福祉事務所	亀岡市	621-8501 亀岡市安町の野々神8	0771-25-5030
城陽市福祉事務所	城陽市	610-0195 城陽市寺田東ノ口17	0774-56-4034
向日市福祉事務所	向日市	617-8665 向日市寺戸町中野20	075-931-1111 (内線302)
長岡京市福祉事務所	長岡京市	617-8501 長岡京市開田1丁目1の1	075-955-9517
八幡市福祉事務所	八幡市	614-8093 八幡市八幡三本橋59の9	075-983-1111
京田辺市福祉事務所	京田辺市	610-0393 京田辺市田辺80	0774-63-1122 (内線225)
京丹後市福祉事務所	京丹後市	627-0012 京丹後市峰山町杉谷691	0772-69-0310
南丹市福祉事務所	南丹市	622-8651 南丹市園部町小桜町47	0771-68-0007
木津川市福祉事務所	木津川市	619-0286 木津川市木津南垣外110の9	0774-79-0307
山城広域振興局 乙訓保健所 福祉室	大山崎町	617-0006 向日市上植野町馬立8	075-933-1154
//	久御山町 井手町・宇治田原町	610-0331 京田辺市田辺明田1	0774-63-5747
//	笠置町・和束町 精華町・南山城村	619-0214 木津川市木津上戸18の1	0774-72-0208
南丹広域振興局 南丹保健所 福祉室	京丹波町	622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0363
丹後広域振興局 丹後保健所 福祉室	伊根町・与謝野町	627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	0772-62-4302

お聞きした内容についての秘密は守りますので、生活にお困りの方は遠慮なく福祉事務所に  
ご相談ください。

京都府健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）  
TEL. 075-414-4558・4564

